

船舶事故調査報告書

平成29年9月21日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年3月21日 20時21分ごろ
発生場所	香川県丸亀市手島北方沖 水島港玉島防波堤灯台から真方位176° 3.9海里付近 (概位 北緯34° 25.9′ 東経133° 40.1′)
事故の概要	貨物船GINGAは、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年3月23日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 GINGA（中華人民共和国香港特別行政区籍）、7,170トン 9616010（IMO番号）、RADIANT SHIPPING CORP. LIMITED
乗組員等に関する情報	船長（フィリピン共和国籍）、締約国資格受有者承認証 船長（中華人民共和国香港特別行政区発給）
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が操船指揮をとり、約12.9ノットの対地速力で、岡山県倉敷市水島港に向けて手島北西方沖を北東進していた。</p> <p>船長は、変針予定場所が近づいたので、右舷後方の同航船が右転した後に続き、本船を右転させるつもりであった。</p> <p>本船は、船長が、右舷後方の同航船が右転しないので、機関を半速力前進として左舵一杯とし、左回頭中、手島北方沖の浅所に乗り揚げた。</p> <p>船長は、手島北方沖に拡張する浅所の存在を知っていたが、同航船の動向を見ているうちに浅所に接近していることを失念し、浅所域に入ってしまったと、本事故後に思った。</p> <p>本船の喫水は、船首約7.26m、船尾約8.49mであった。</p>
分析	本船は、手島北方沖を北東進中、船長が、右舷後方の同航船が右転した後に本船を右転させるつもりで同航船の動向に注意を向け、浅所に接近していることを失念したことから、浅所域に入り、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、手島北方沖において、本船が、北東進中、船長が、右舷後方の同航船が右転した後に本船を右転させるつもりで同航船の動向に注意を向け、浅所に接近していることを失念したため、浅所域に入り、浅所に乗り揚げたものと考えられる。

<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 浅所の存在等により可航水域が制限された屈曲部では、転舵の時機を逸しないこと。</li></ul>
-----------	--